

第7期 第10回川口市自治基本条例運用推進委員会

次 第

日 時 : 平成30年12月6日(木)午後6時30分から

場 所 : 中央ふれあい館特別会議室

1 開 会

2 報告事項

- ・答申作成に向けたワークシートの集計結果について

3 議 事

- ・要否の検討について
- ・素案の各項目の内容の確認について

4 そ の 他

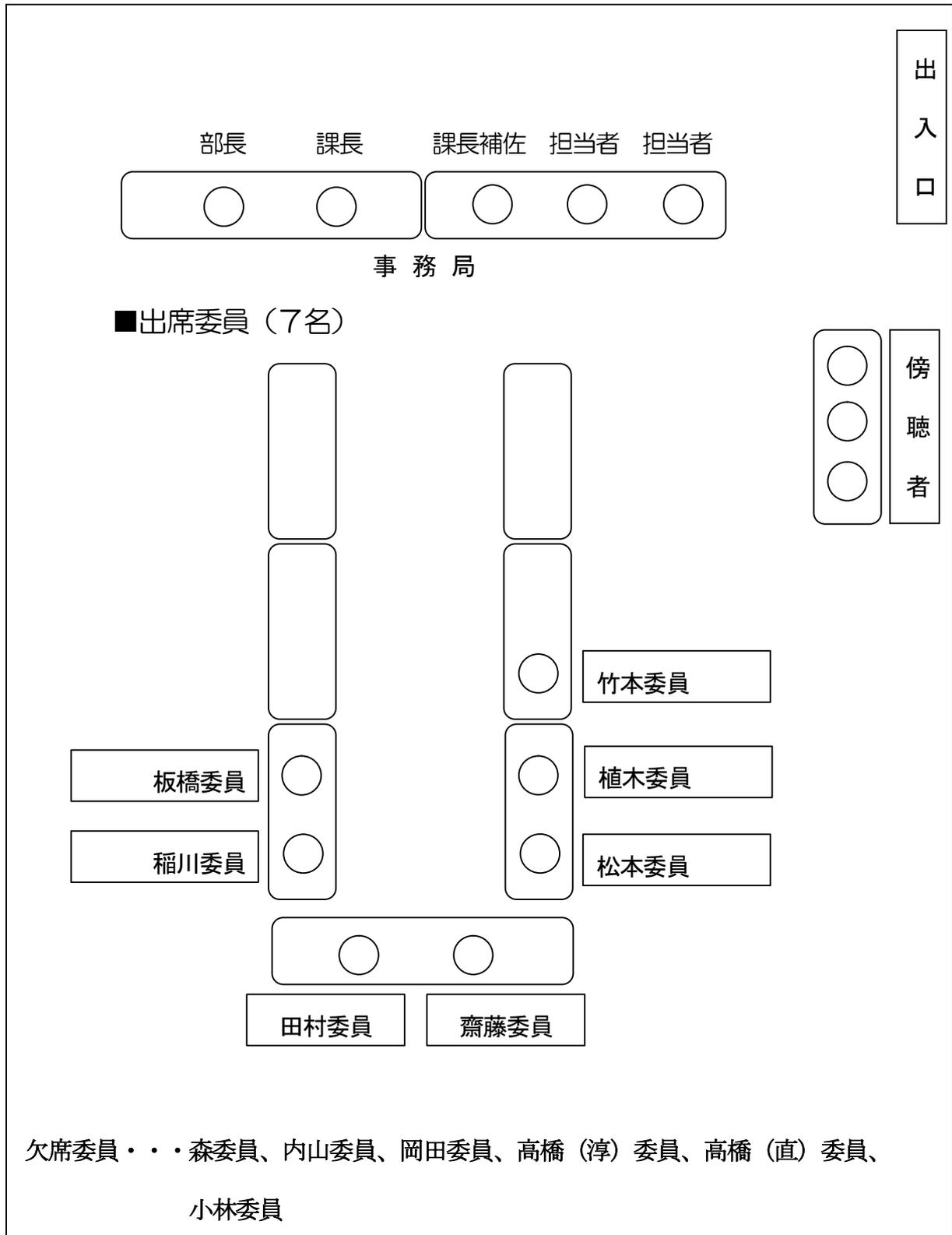
- ・川口市町会・自治会への加入及び参加の促進に関する条例について

5 閉 会

第7期第10回 川口市自治基本条例運用推進委員会

中央ふれあい館 特別会議室

H30・12・6 (木)



答申作成に向けたワークシートの集計結果について

資料 1

(1) 回答者状況

回答者総数 11名(委員総数13名)
 ・見直しを要とするもの 3名
 ・見直しを否とするもの 8名

(2) 出された意見(まとめ)

・市民の定義の見直しについて 1件
 ・納税の義務の追加について 3件
 ・条例見直しの箇所・見直しの必要性が見当たらない 3件
 ・時代の流れの中で見直すべき時期がきたときに見直せばよい 3件
 ・条例の周知・啓発に重点をおくべき 2件
 ・象徴的な指針として存在していることに意義がある 1件

(3) 意見(一覧)

No.	条例見直しの要否	改正すべき内容	理由	自由記述欄
1	要		市民の義務をもう少し強調したほうがよいのではないかと思います。特に納税の義務は具体的に入れたほうがよいのではないのでしょうか。	中核市になり、より自主自立が求められる川口市になりました。そのためにも、市民も自立をしないではいけなく感じています。自治基本条例はさらに重要さを増してきますが、だからこそ「ふらふら」してはいけないと思います。基本的な部分は変えず、上記部分のみ変更をするのがよいと考えます。
2	要	第2章に追加記入 市民は納税の義務を果たさなければならない。	税は市の財政の根幹を支えるものである。 日本国憲法にも「国民は法律の定めるところにより、納税の義務を負う」と記されている。	自治基本条例は、市の職員や議員さんに特に知ってほしい。 市民も知る人々が増えるとうれしい。
3	否		特段条文上で現実に支障をきたしている点がないこと、市民の義務の詳細規定は市民本位の設計思想と条例全体のバランスを崩しかねないように思われるため、むしろ解説の中で納税義務をはじめ、必要な事項を整理した方がよいように思われる。	
4	否		条文の中で不都合な点がない。 見直すべき箇所がない。	条例の見直しよりも、市民意識調査結果で「川口市自治基本条例」の「内容を知っている」が1.8パーセント、「名称は聞いたことがある」が19.5パーセント、「知らない」が77.7パーセントと、周知・啓発に重点を置き、今後とも企画・立案に努める必要があると考えます。

No.	条例見直しの要否	改正すべき内容	理由	自由記述欄
5	要	1. 第2条定義の(1)市民は見直すこと 2. 第3条市民の役割の文言は見直すこと 「自治の主体としての自覚を持ち」を「自治の主体としての納税義務を自覚し」にすべきである。	①居住者と非居住者を一括して「市民」と定義することは、権利・義務の関係から問題がある為 ②居住者を非居住者と同列に扱うのは、居住者たる住民軽視である為	住民と住民以外では、法的な権利、義務や受益、負担の関係が全く異なるので、これを一括して「市民」とすることは、法の趣旨と異なりバランスを失する。地方分権の3原則は、「自己決定」「自己責任」「自己負担」と考えます。責任と負担を負う立場にある住民に優先して参画する権利があります。
6	否		大勢の方が時間と労力をかけ熟考された上で作成されたものであり、とても良く出来ていると思います。最高規範はたやすく変更すべきではないと考えます。 時代の流れで価値観や常識が変化するのは確かであるが、まだ数年！その域ではないと思います。	ひとつひとつ深く理解することが出来て、とても良かったです。感謝！！
7	否		平成24年12月の諮問から6年が経過し、その間、見直しが必要と思われることが、これまでの説明の中で見当たらない。 ただし、この条例が本市の定める最高規範であるならば、市民の義務についても明記されるべきではないか。	自治基本条例の認知度を上げることは諮問の中に含まれていないが、認知度を上げることが委員会の成果につながるとも考えられる。
8	否			
9	否			今後の委員会開催については、具体的に条例運用について不具合が生じた際に招集するという方向性ではいかがでしょうか
10	否		川口市や市民の在り方を定めたものであるため、細かな修正は必要ではないと感じます。 象徴的な指針として存在していることに意義が有る為。	
11	否		本年度4月に中核市川口が誕生したばかりであり、数年経過を見て見直しが必要であれば、議論をしたほうが良いように思います。	

「納税の義務」、「負担」等の記載のある自治基本条例一覧
 371自治体中 98自治体 26.4パーセント

NO	自治体名	都道府県	条例名	施行日	義務、負担等の記載状況
1	ニセコ町	北海道	まちづくり基本条例	平成13年4月1日	
2	宝塚市	兵庫県	まちづくり基本条例	平成14年4月1日	
3	北海道	北海道	行政基本条例	平成14年10月18日	
4	会津坂下町	福島県	まちづくり基本条例	平成15年4月1日	
5	鳩山町	埼玉県	まちづくり基本条例	平成15年4月1日	
6	清瀬市	東京都	まちづくり基本条例	平成15年4月1日	
7	甲良町	滋賀県	まちづくり条例	平成15年4月1日	
8	羽咋市	石川県	まちづくり基本条例	平成15年4月1日	
9	杉並区	東京都	自治基本条例	平成15年5月1日	第5条区民の義務「区民は、行政サービスに伴う納税等の負担を分任する義務を果たすとともに、区と協働し、地域社会の発展に寄与するよう努めるものとする」
10	柏崎市	新潟県	市民参加のまちづくり基本条例	平成15年10月1日	
11	伊丹市	兵庫県	まちづくり基本条例	平成15年10月1日	
12	東海市	愛知県	まちづくり基本条例	平成15年12月22日	
13	白鷹町	山形県	協働のまちづくり条例	平成16年4月1日	
14	富士見市	埼玉県	自治基本条例	平成16年4月1日	
15	聖籠町	新潟県	まちづくり基本条例	平成16年4月1日	
16	川西町	山形県	まちづくり基本条例	平成16年6月23日	
17	五戸町	青森県	まちづくり基本条例	平成16年7月1日	
18	多摩市	東京都	自治基本条例	平成16年8月1日	
19	関川村	新潟県	むらづくり基本条例	平成16年8月1日	
20	愛川町	神奈川県	自治基本条例	平成16年9月1日	
21	草加市	埼玉県	みんなでまちづくり自治基本条例	平成16年10月1日	
22	神石高原町	広島県	人と自然が輝くまちづくり条例	平成16年11月5日	
23	伊賀市	三重県	自治基本条例	平成16年12月24日	
24	九重町	大分県	まちづくり基本条例	平成17年2月1日	第2条定義 住民 原則として九重町に住み・働き・学ぶ全ての人、納税者及び事業者をいう。
25	新見市	岡山県	まちづくり基本条例	平成17年3月31日	
26	奈井江町	北海道	まちづくり自治基本条例	平成17年4月1日	
27	文京区	東京都	「文の京」自治基本条例	平成17年4月1日	
28	中野区	東京都	自治基本条例	平成17年4月1日	

NO	自治体名	都道府県	条例名	施行日	義務、負担等の記載状況
29	足立区	東京都	自治基本条例	平成17年4月1日	第3条区民の権利及び責務（3）「区民は、法律の定めるところにより納税の義務を果たすものとし、また、選挙権を有する区民は、その行使の機会を生かすように努めるものとする」
30	川崎市	神奈川県	自治基本条例	平成17年4月1日	第7条市民の責務（4）「市政の運営に伴う負担と分担すること」
31	大和市	神奈川県	自治基本条例	平成17年4月1日	第10条市民の責務（3）「市民は行政サービスに伴う負担を分任しなければならない」
32	静岡市	静岡県	自治基本条例	平成17年4月1日	第8条まちづくりに関する権利及び義務（4）「市民はまちづくりに要する負担を自主的に分任しなければならない」
33	知立市	愛知県	まちづくり基本条例	平成17年4月1日	
34	矢掛町	岡山県	まちづくり基本条例	平成17年4月1日	
35	八戸市	青森県	協働のまちづくり基本条例	平成17年4月1日	
36	さぬき市	香川県	まちづくり基本条例	平成17年4月1日	
37	秩父市	埼玉県	まちづくり基本条例	平成17年5月24日	
38	岸和田市	大阪府	自治基本条例	平成17年8月1日	
39	四日市市	三重県	市民自治基本条例（理念条例）	平成17年9月1日	
40	苫前町	北海道	まちづくり基本条例	平成17年10月1日	
41	三春町	福島県	町民自治基本条例	平成17年10月1日	
42	越前市	福井県	自治基本条例	平成17年10月1日	
43	豊田市	愛知県	まちづくり基本条例	平成17年10月1日	第9条市民の責務（3）「市民は行政サービスに伴う負担を分任するものとします」
44	善通寺市	香川県	自治基本条例	平成17年10月1日	
45	二本松市	福島県	市政運営基本条例	平成17年12月1日	
46	登別市	北海道	まちづくり基本条例	平成17年12月21日	
47	矢祭町	福島県	自治基本条例	平成18年1月1日	
48	名張市	三重県	自治基本条例	平成18年1月1日	第5条市民の役割と責務（3）「市民は行政サービスに伴う負担を分任しなければならない」
49	木曾町	長野県	まちづくり条例	平成18年1月26日	
50	瀬戸内市	岡山県	自治基本条例	平成18年2月13日	
51	隠岐の島町	島根県	まちづくり基本条例	平成18年3月27日	
52	清水町	北海道	まちづくり基本条例	平成18年4月1日	
53	沼田町	北海道	まちづくり基本条例	平成18年4月1日	
54	遠別町	北海道	自治基本条例	平成18年4月1日	

NO	自治体名	都道府県	条例名	施行日	義務、負担等の記載状況
55	長井市	山形県	まちづくり基本条例	平成18年4月1日	
56	金山町	山形県	自律のまちづくり基本条例	平成18年4月1日	
57	三島町	福島県	まちづくり基本条例	平成18年4月1日	
58	芳賀町	栃木県	まちづくり基本条例	平成18年4月1日	
59	太田市	群馬県	まちづくり基本条例	平成18年4月1日	
60	豊島区	東京都	自治の推進に関する基本条例	平成18年4月1日	第8条区民の責務（4）「行政サービスにかかる負担を分任すること」
61	三鷹市	東京都	自治基本条例	平成18年4月1日	第5条市政における市民の権利、責務等（3）「市民は、法令又は条例の定めるところにより納税の義務を負うとともに、適正な行政サービスを受ける権利を有する。」
62	池田市	大阪府	みんなでつくるまちの基本条例	平成18年4月1日	
63	大東市	大阪府	自治基本条例	平成18年4月1日	
64	三次市	広島県	まち・ゆめ基本条例	平成18年4月1日	
65	米原市	滋賀県	自治基本条例	平成18年9月1日	
66	音更町	北海道	まちづくり基本条例	平成18年10月1日	
67	平塚市	神奈川県	自治基本条例	平成18年10月1日	第10条市民の責務（3）「市民は市政運営に伴う負担を分担します」
68	篠山市	兵庫県	自治基本条例	平成18年10月1日	
69	丸亀市	香川県	自治基本条例	平成18年10月1日	第5条市民の責務（3）「市民は行政サービスに伴う負担を分任しなければならない」
70	新座市	埼玉県	自治憲章条例	平成18年11月1日	
71	白老町	北海道	自治基本条例	平成19年1月1日	
72	多治見市	岐阜県	市政基本条例	平成19年1月1日	第6条市民の責務（3）「市民は市政の適切な運営のための費用を負担しなければなりません」
73	吹田市	大阪府	自治基本条例	平成19年1月1日	
74	芽室町	北海道	自治基本条例	平成19年3月5日	
75	下川町	北海道	自治基本条例	平成19年4月1日	
76	札幌市	北海道	自治基本条例	平成19年4月1日	
77	苫小牧市	北海道	自治基本条例	平成19年4月1日	
78	留萌市	北海道	自治基本条例	平成19年4月1日	第8条市民の責務（3）「行政運営と行政サービスに伴う負担を受け持つこと」
79	帯広市	北海道	まちづくり基本条例	平成19年4月1日	
80	稚内市	北海道	自治基本条例	平成19年4月1日	
81	中札内村	北海道	まちづくり基本条例	平成19年4月1日	

NO	自治体名	都道府県	条例名	施行日	義務、負担等の記載状況
82	遠軽町	北海道	まちづくり基本条例	平成19年4月1日	第9条町民の責務「町民は、行政サービスに伴う納税等の負担を分任する義務を果たすとともに、町と協働して地域社会の発展に寄与するよう努めるものとする」
83	大玉村	福島県	自治基本条例	平成19年4月1日	
84	玉村町	群馬県	自治基本条例	平成19年4月1日	
85	妙高市	新潟県	自治基本条例	平成19年4月1日	
86	湯河原町	神奈川県	自治基本条例	平成19年4月1日	
87	飯田市	長野県	自治基本条例	平成19年4月1日	
88	千曲市	長野県	まちづくり基本条例	平成19年4月1日	
89	岐阜市	岐阜県	住民自治基本条例	平成19年4月1日	
90	豊中市	大阪府	自治基本条例	平成19年4月1日	
91	柏原市	大阪府	まちづくり基本条例	平成19年4月1日	
92	北栄町	鳥取県	自治基本条例	平成19年4月1日	
93	邑南町	島根県	まちづくり基本条例	平成19年4月1日	
94	久万高原町	愛媛県	まちづくり基本条例	平成19年4月1日	
95	寒川町	神奈川県	自治基本条例	平成19年4月1日	
96	階上町	青森県	協働のまちづくり条例	平成19年4月1日	
97	うきは市	福岡県	協働のまちづくり基本条例	平成19年4月1日	
98	朝日町	三重県	まちづくり条例	平成19年4月1日	
99	甲府市	山梨県	自治基本条例	平成19年6月21日	
100	四国中央市	愛媛県	自治基本条例	平成19年7月1日	
101	佐井村	青森県	むらづくり基本条例	平成19年7月1日	
102	軽井沢町	長野県	まちづくり基本条例	平成19年8月1日	
103	美唄市	北海道	まちづくり基本条例	平成19年9月1日	第11条市民の義務（3）「わたしたち市民は、行政サービスを楽しむとともに、応分の負担をします」
104	遊佐町	山形県	まちづくり基本条例	平成19年9月1日	
105	七飯町	北海道	まちづくり基本条例	平成19年10月1日	
106	熊谷市	埼玉県	自治基本条例	平成19年10月1日	
107	美里町	埼玉県	まちづくり基本条例	平成19年10月1日	第12条町民の役割と責務（4）「町民は、行政サービスその他町政の執行に要する費用について、応分の負担をするものとする」
108	日進市	愛知県	自治基本条例	平成19年10月1日	
109	海老名市	神奈川県	自治基本条例	平成19年10月1日	
110	野洲市	滋賀県	まちづくり基本条例	平成19年10月1日	
111	新潟市	新潟県	自治基本条例	平成20年2月22日	
112	平取町	北海道	自治基本条例	平成20年4月1日	
113	上川町	北海道	まちづくり基本条例	平成20年4月1日	

NO	自治体名	都道府県	条例名	施行日	義務、負担等の記載状況
114	石狩市	北海道	自治基本条例	平成20年4月1日	
115	花巻市	岩手県	まちづくり基本条例	平成20年4月1日	
116	南相馬市	福島県	自治基本条例	平成20年4月1日	
117	西会津町	福島県	まちづくり基本条例	平成20年4月1日	
118	小美玉市	茨城県	自治基本条例	平成20年4月1日	
119	日光市	栃木県	まちづくり基本条例	平成20年4月1日	
120	みなかみ町	群馬県	まちづくり基本条例	平成20年4月1日	
121	宮代町	埼玉県	まちづくり基本条例	平成20年4月1日	第6条市民の役割 (1) 「市民は、法令等に規定された義務を遵守しなければなりません」
122	開成町	神奈川県	あじさいのまち開成自治基本条例	平成20年4月1日	
123	上越市	新潟県	自治基本条例	平成20年4月1日	第6条市民の責務 (3) 「市民は、市が提供するサービスの享受に当たっては、応分の負担を負わなければならない」
124	輪島市	石川県	自治基本条例	平成20年4月1日	
125	京丹後市	京都府	まちづくり基本条例	平成20年4月1日	
126	寝屋川市	大阪府	みんなのまち基本条例	平成20年4月1日	
127	亘理町	宮城県	まちづくり基本条例	平成20年4月1日	
128	愛南町	愛媛県	自治基本条例	平成20年4月1日	
129	高根沢町	栃木県	まちづくり基本条例	平成20年6月10日	
130	宮古市	岩手県	自治基本条例	平成20年7月1日	第7条市民の責務 (4) 「市民は、行政サービスに伴う負担を分担する責務を有する」
131	駒ヶ根市	長野県	協働のまちづくり条例	平成20年7月1日	第19条市民等の役割 (3) 「市民等は、住民自治活動を通じて公共における役割を分担するとともに、公共サービスの享受に伴う負担を分任するものとします」
132	志摩市	三重県	まちづくり基本条例	平成20年8月1日	
133	大津町	熊本県	まちづくり基本条例	平成20年9月24日	
134	芦別市	北海道	まちづくり基本条例	平成20年10月1日	第4条市民 (4) 「市民は、平等に行政サービスを受ける権利を持ち、この行政サービスを受けることにより生じる費用を負担します」
135	みよし市	愛知県	自治基本条例	平成20年10月1日	第7条市民の責務 (3) 「市民は、行政サービスに伴う負担を分任します。」
136	鳥取市	鳥取県	自治基本条例	平成20年10月1日	第8条市民の責務 (2) 「行政サービスに伴う負担を分任すること」
137	笠岡市	岡山県	自治基本条例	平成20年10月1日	第5市民の権利 (4) 「市民は、法令又は条例の定めるところにより納税の義務を負うとともに、適正な行政サービスを受ける権利を有する」 第6条市民の責務 (4) 「市民は、納税の義務を負い、行政サービスその他市政の運営に要する費用について応分の負担をする」

NO	自治体名	都道府県	条例名	施行日	義務、負担等の記載状況
138	薩摩川内市	鹿児島県	自治基本条例	平成20年10月12日	
139	雲南市	島根県	まちづくり基本条例	平成20年11月1日	
140	福津市	福岡県	みんなですすめるまちづくり基本条例	平成20年12月1日	
141	あわら市	福井県	まちづくり基本条例	平成21年3月1日	
142	神奈川県	神奈川県	自治基本条例	平成21年3月27日	第3条県民の権利及び義務(3)「県民は、県が提供する役務(以下「行政サービス」という。)を等しく受ける権利を有し、その費用を分担する義務を負う」
143	上富良野町	北海道	自治基本条例	平成21年4月1日	
144	幌延町	北海道	まちづくり基本条例	平成21年4月1日	
145	士幌町	北海道	まちづくり基本条例	平成21年4月1日	
146	おいらせ町	青森県	自治基本条例	平成21年4月1日	
147	宇都宮市	栃木県	自治基本条例	平成21年4月1日	第5条市民の責務(2)「市民は、行政サービスに伴う市税等を負担する責務を負う」
148	川口市	埼玉県	自治基本条例	平成21年4月1日	
149	国分寺市	東京都	自治基本条例	平成21年4月1日	
150	箱根町	神奈川県	自治基本条例	平成21年4月1日	
151	都留市	山梨県	自治基本条例	平成21年4月1日	第7条市民の責務(3)「市民は、行政サービスに伴う負担を分任する義務を果たすものとします」
152	日吉津村	鳥取県	自治基本条例	平成21年4月1日	
153	洋野町	岩手県	まちづくり基本条例	平成21年4月1日	
154	福島町	北海道	まちづくり基本条例	平成21年4月1日	
155	厚沢部町	北海道	素敵な過疎のまちづくり基本条例	平成21年4月1日	
156	三笠市	北海道	未来づくり基本条例	平成21年4月1日	第12条市民の責務(3)「行政サービスに係る負担を分任すること」
157	東松島市	宮城県	まちづくり基本条例	平成21年4月1日	
158	流山市	千葉県	自治基本条例	平成21年4月1日	
159	大井町	神奈川県	自治基本条例	平成21年4月1日	
160	朝来市	兵庫県	自治基本条例	平成21年4月1日	
161	にかほ市	秋田県	自治基本条例	平成21年6月25日	
162	江別市	北海道	自治基本条例	平成21年7月1日	
163	阪南市	大阪府	自治基本条例	平成21年7月1日	第9条市民の責務(3)「市民は、市が提供するサービスに伴う負担を分任しなければならない」
164	養父市	兵庫県	まちづくり基本条例	平成21年7月1日	
165	越谷市	埼玉県	自治基本条例	平成21年9月1日	第11条市民の責務(4)「市民は、行政サービスに伴う負担を分任します」
166	由布市	大分県	住民自治基本条例	平成21年9月25日	第7条市民等と事業者の役割と責務(1)「市民等及び事業者は、行政サービスにともなう納税の義務を果たさなければならない」

NO	自治体名	都道府県	条例名	施行日	義務、負担等の記載状況
167	奥州市	岩手県	自治基本条例	平成21年10月1日	第7条市民の責務(3)「市民は、前条第4項に規定する権利を行使するに当たっては、それに伴う応分の負担を受け持つものとする」
168	古河市	茨城県	自治基本条例	平成21年10月1日	
169	三郷市	埼玉県	自治基本条例	平成21年10月1日	第8条市民等の責務(2)「市民等は、法令等の定めるところにより、行政サービスに要する費用を税、使用料、手数料等により負担するものとする」
170	小平市	東京都	自治基本条例	平成21年12月22日	第4条行政サービスを受ける権利及び負担の義務「市民及び市内に事務所又は事業所を有する法人その他の団体は、法令又は条例の定めるところにより、行政サービスを受ける権利を有し、及び市政の運営に要する費用を租税等により負担する義務を負う」
171	伊予市	愛媛県	自治基本条例	平成22年1月1日	
172	高松市	香川県	自治基本条例	平成22年2月15日	第8条市民の役割と責務(3)「市民は、法令等の定めるところにより納税等の義務を果たすものとし、また、選挙権を有する市民は、その行使の機会を生かすように努めるものとする」
173	那珂市	茨城県	協働のまちづくり推進基本条例	平成22年3月25日	
174	綾瀬市	神奈川県	自治基本条例	平成22年3月25日	第7条市民の責務(3)「市民は、市が定めた市政運営に係る経費を公正かつ適正に負担します」
175	名寄市	北海道	自治基本条例	平成22年4月1日	第12条市民の責務(2)「市民は、まちづくりの適切な運営のための対応の負担を引き受けるものとする」
176	八雲町	北海道	自治基本条例	平成22年4月1日	第21条町民の基本姿勢と役割(4)「町民は、ひとしく行政サービスを受けるために必要な負担を分担します」
177	鹿追町	北海道	自治基本条例	平成22年4月1日	
178	和寒町	北海道	自治基本条例	平成22年4月1日	
179	柴田町	宮城県	住民自治によるまちづくり基本条例	平成22年4月1日	
180	ひたちなか市	茨城県	自立と協働のまちづくり基本条例	平成22年4月1日	第7条市民の責務 第1項(3)「公共サービスに伴う費用を負担すること」 第2項:市民は、市政を支えるため、法律または条例の定めるところによる納税の義務があります」
181	春日部市	埼玉県	自治基本条例	平成22年4月1日	
182	羽生市	埼玉県	まちづくり自治基本条例	平成22年4月1日	第13条市民の責務(3)「市民は、別に条例の定めるところにより、行政サービスに伴う適正な負担をするものとする」

NO	自治体名	都道府県	条例名	施行日	義務、負担等の記載状況
183	北本市	埼玉県	自治基本条例	平成22年4月1日	第5条市民の責務(2)「市民は、行政サービスに伴う負担を分任しなければならない」
184	茅ヶ崎市	神奈川県	自治基本条例	平成22年4月1日	第3条定義「市内在住、在勤、在学、市に対し納税の義務を負うもの」
185	小諸市	長野県	自治基本条例	平成22年4月1日	
186	輪之内町	岐阜県	まちづくり基本条例	平成22年4月1日	
187	安城市	愛知県	自治基本条例	平成22年4月1日	第9条市民の責務(3)「市民は、行政サービスに必要な経費について、応分の負担をします」
188	大口町	愛知県	まちづくり基本条例	平成22年4月1日	
189	亀山市	三重県	まちづくり基本条例	平成22年4月1日	第5条市民の責務(3)「市民は、行政サービスに伴う負担を分任しなければならない」
190	生駒市	奈良県	自治基本条例	平成22年4月1日	
191	大阪狭山市	大阪府	自治基本条例	平成22年4月1日	
192	明石市	兵庫県	自治基本条例	平成22年4月1日	
193	防府市	山口県	自治基本条例	平成22年4月1日	第7条市民の責務及び市民等の責務(3)「市民等は、法令等の定めるところにより、行政サービスに要する費用を税、使用料、手数料等により負担するものとします」
194	熊本市	熊本県	自治基本条例	平成22年4月1日	
195	合志市	熊本県	自治基本条例	平成22年4月1日	
196	えびの市	宮崎県	自治基本条例	平成22年4月1日	
197	出水市	鹿児島県	自治基本条例	平成22年4月1日	第13条市民の責務(3)「市民は、前条第3項に規定する行政サービスを受けるに当たっては、応分の負担をします」
198	石垣市	沖縄県	自治基本条例	平成22年4月1日	第6条市民の責務(4)「市民は、市政の運営に伴う負担を分かち合わなければならない」
199	置戸町	北海道	まちづくり基本条例	平成22年4月1日	
200	備前市	岡山県	まちづくり基本条例	平成22年4月1日	第7条市民の役割及び責務(3)「市民は、前条の権利の行使に当たっては、これを濫用することなく、また、その負担を分任する義務を負っています」
201	魚沼市	新潟県	まちづくり基本条例	平成22年4月1日	
202	黒松内町	北海道	みんなで歩むまちづくり条例	平成22年5月7日	
203	南足柄市	神奈川県	自治基本条例	平成22年10月1日	
204	北九州市	福岡県	自治基本条例	平成22年10月1日	第8条市民の責務(3)「市民は、法令等の定めるところにより、市政運営に伴う負担を分任する責務を有する」

NO	自治体名	都道府県	条例名	施行日	義務、負担等の記載状況
205	北見市	北海道	まちづくり基本条例	平成22年12月21日	
206	厚木市	神奈川県	自治基本条例	平成22年12月24日	第7条市民の責務（4）「市民は、行政サービスに伴う負担を分担しなければならない」
207	嘉麻市	福岡県	自治基本条例	平成22年12月28日	第10条市民の責務（3）「市民は行政サービスに係る負担を分担するものとする」
208	一宮市	愛知県	自治基本条例	平成23年1月1日	
209	練馬区	東京都	区政推進基本条例	平成23年1月1日	
210	新十津川町	北海道	まちづくり基本条例	平成23年1月1日	
211	須崎市	高知県	自治基本条例	平成23年1月1日	第6条市民の責務（3）「市政運営に係る負担を能力に応じて分担する責務」
212	中頓別町	北海道	自治基本条例	平成23年3月22日	
213	新宿区	東京都	自治基本条例	平成23年4月1日	
214	函館市	北海道	自治基本条例	平成23年4月1日	
215	美幌町	北海道	自治基本条例	平成23年4月1日	第20条町民の役割（3）「町民は、行政サービスを受けるために、応分の負担を負うものとします」
216	別海町	北海道	自治基本条例	平成23年4月1日	第19条町民の役割及び責務（4）「町民は、まちづくりの適切な運営のための相応の負担を引き受けるものとします」
217	垂井町	岐阜県	まちづくり基本条例	平成23年4月1日	
218	高浜市	愛知県	自治基本条例	平成23年4月1日	
219	江南市	愛知県	市民自治によるまちづくり基本条例	平成23年4月1日	
220	島本町	大阪府	まちづくり基本条例	平成23年4月1日	
221	基山町	佐賀県	まちづくり基本条例	平成23年4月1日	
222	燕市	新潟県	まちづくり基本条例	平成23年4月1日	
223	上田市	長野県	自治基本条例	平成23年4月1日	第7条市民の責務（4）「市民は、法令等の定めるところにより、行政サービスに必要な経費について、応分の負担をします」
224	長浜市	滋賀県	市民自治基本条例	平成23年4月1日	
225	白山市	石川県	自治基本条例	平成23年4月1日	
226	湯沢町	新潟県	まちづくり基本条例	平成23年4月1日	
227	上松町	長野県	まちづくり基本条例	平成23年4月1日	
228	刈谷市	愛知県	自治基本条例	平成23年4月1日	第5条市民の権利及び責務（6）「市民は、行政サービスその他市政の執行に対して、応分の負担をしなければならない」

NO	自治体名	都道府県	条例名	施行日	義務、負担等の記載状況
229	宍粟市	兵庫県	自治基本条例	平成23年4月1日	第7条市民の責務 (3) 「市民は、公共サービスを受けるにあたり、応分の負担に応じるものとする」
230	四万十町	高知県	まちづくり基本条例	平成23年4月1日	第10条町民の責務「町民は、権利には責任や義務が伴うことを自覚し、権利を行使するにあたっては、次に掲げることに努めなければなりません」 (4) 「行政サービスに係る負担を分任すること」
231	宮若市	福岡県	自治基本条例	平成23年4月1日	
232	筑紫野市	福岡県	市民自治基本条例	平成23年6月29日	
233	八潮市	埼玉県	自治基本条例	平成23年7月1日	第14条市民の責務 (3) 「市民は、行政サービスに伴う負担を分任しなければならない」
234	所沢市	埼玉県	自治基本条例	平成23年7月1日	
235	大磯町	神奈川県	自治基本条例	平成23年9月1日	第10条町民の責務 (3) 「町民は、町政の運営に伴う負担を分担します」
236	和泉市	大阪府	自治基本条例	平成23年9月1日	
237	魚津市	富山県	自治基本条例	平成23年9月21日	
238	牧之原市	静岡県	自治基本条例	平成23年10月1日	
239	白岡市	埼玉県	自治基本条例	平成23年10月1日	
240	阿賀野市	新潟県	まちづくり基本条例	平成23年10月1日	
241	鳴門市	徳島県	自治基本条例	平成23年11月1日	第6条市民等の役割 (3) 「市民等は、行政サービスを受けるにあたり、応分の負担をしなければなりません」
242	矢板市	栃木県	まちづくり基本条例	平成23年11月1日	第8条市民の役割と責務「市民は、行政サービスに伴う負担を分担します」
243	西和賀町	岩手県	まちづくり基本条例	平成24年1月1日	
244	山陽小野田市	山口県	自治基本条例	平成24年1月1日	
245	小田原市	神奈川県	自治基本条例	平成24年1月1日	
246	大和郡山市	奈良県	自治基本条例	平成24年4月1日	第6条市民の責務 (3) 「市民は、行政サービスに伴う必要な負担をするものとする」
247	中標津町	北海道	自治基本条例	平成24年4月1日	第14条町民の役割 (3) 「町民は、法令の定めるところにより、行政サービスを公正に受けるために必要な負担を担います」
248	士別市	北海道	まちづくり基本条例	平成24年4月1日	
249	久喜市	埼玉県	自治基本条例	平成24年4月1日	
250	大分市	大分県	まちづくり自治基本条例	平成24年4月1日	第6条市民の責務 (5) 「行政サービスに伴う市税等、応分の負担を負うこと」

NO	自治体名	都道府県	条例名	施行日	義務、負担等の記載状況
251	坂井市	福井県	まちづくり基本条例	平成24年4月1日	第7条市民の責務（5）「市民は、市政の運営に伴う負担を公正かつ適正に負わなければならない」
252	瑞穂市	岐阜県	まちづくり基本条例	平成24年4月1日	
253	近江八幡市	滋賀県	協働のまちづくり基本条例	平成24年4月1日	第6条市政における市民の権利及び責務（3）「市民は、法令等の定めるところにより納税等の義務を負うとともに、適正な行政サービスを受ける権利を有します」
254	草津市	滋賀県	自治体基本条例	平成24年4月1日	
255	庄原市	広島県	まちづくり基本条例	平成24年4月1日	
256	加賀市	石川県	市民主役基本条例	平成24年4月1日	
257	丹波市	兵庫県	自治基本条例	平成24年4月1日	第6条市民の責務（3）「市民は、市政運営に伴う費用を応分に負担しなければなりません」
258	登米市	宮城県	まちづくり基本条例	平成24年4月1日	
259	鹿沼市	栃木県	自治基本条例	平成24年4月1日	
260	西原町	沖縄県	まちづくり基本条例	平成24年4月1日	
261	大空町	北海道	自治基本条例	平成24年6月21日	第18条町民の基本姿勢と役割（5）「町民は、良好な行政サービスを受けるにあたって、応分の負担を分担します」
262	米子市	鳥取県	自治基本条例	平成24年6月27日	
263	川根本町	静岡県	まちづくり基本条例	平成24年7月1日	第10条町民の役割と責務（2）「わたくしたち町民は、行政サービスに伴う負担を分任します」
264	三田市	兵庫県	まちづくり基本条例	平成24年7月1日	
265	庄内町	山形県	みんなが主役のまちづくり基本条例	平成24年7月1日	
266	南砺市	富山県	まちづくり基本条例	平成24年7月1日	第6条市民の責務（4）「市民は、市が実施するサービスの提供を受けたときは、市が定めるところにより応分の負担をしなければならない」
267	七尾市	石川県	まちづくり基本条例	平成24年9月1日	
268	泉南市	大阪府	自治基本条例	平成24年10月1日	
269	東海村	茨城県	自治基本条例	平成24年10月1日	
270	栃木市	栃木県	自治基本条例	平成24年10月1日	第6条市民の責務（6）「市政運営に伴う負担を分かち合う責務」
271	豊後大野市	大分県	まちづくり基本条例	平成24年10月1日	第7条市民の責務（6）「市民は、市政の運営のために必要な経費について、応分の負担をするものとします」
272	三好市	徳島県	まちづくり基本条例	平成24年10月1日	
273	相生市	兵庫県	自治基本条例	平成24年10月1日	
274	鴻巣市	埼玉県	自治基本条例	平成24年10月1日	
275	鈴鹿市	三重県	まちづくり基本条例	平成24年12月1日	

NO	自治体名	都道府県	条例名	施行日	義務、負担等の記載状況
276	潟上市	秋田県	自治基本条例	平成25年1月1日	第9条市民の責務（4）「市民は、行政サービスを受けることに伴う負担を分任しなければなりません」
277	北上市	岩手県	自治基本条例	平成25年1月1日	
278	八頭町	鳥取県	自治基本条例	平成25年1月1日	
279	新ひだか町	北海道	まちづくり自治基本条例	平成25年1月7日	
280	斜里町	北海道	自治基本条例	平成25年4月1日	
281	栗山町	北海道	自治基本条例	平成25年4月1日	
282	十和田市	青森県	まちづくり基本条例	平成25年4月1日	
283	掛川市	静岡県	自治基本条例	平成25年4月1日	
284	新城市	愛知県	自治基本条例	平成25年4月1日	
285	糸島市	福岡県	まちづくり基本条例	平成25年4月1日	
286	西脇市	兵庫県	自治基本条例	平成25年4月1日	
287	調布市	東京都	自治の理念と市政運営に関する基本条例	平成25年4月1日	
288	山北町	神奈川県	自治基本条例	平成25年4月1日	第7条町民の責務（3）「町民は、納税等必要な義務を負うものとする」
289	富士河口湖町	山梨県	自治基本条例	平成25年4月1日	第6条町民の責務（3）「町民は、行政サービスに伴う負担を分かち合わなければなりません」
290	碧南市	愛知県	協働のまちづくりに関する基本条例	平成25年4月1日	
291	岩倉市	愛知県	自治基本条例	平成25年4月1日	第6条市民の役割と責務（3）「市民は、行政サービスその他行政の執行に対して応分の負担をするものとします」
292	佐用町	兵庫県	まちづくり基本条例	平成25年4月1日	
293	むかわ町	北海道	まちづくり基本条例	平成25年4月1日	第19条町民の役割と責務（5）「町民は、まちづくりを推進するために必要な負担を負うこととします」
294	臼杵市	大分県	まちづくり基本条例	平成25年4月1日	第6条市民の責務（6）「市民は、行政サービスの提供に伴う応分の負担を持つものとする」
295	三股町	宮崎県	まちづくり基本条例	平成25年6月28日	
296	杵築市	大分県	自治基本条例	平成25年7月1日	
297	愛荘町	滋賀県	自治基本条例	平成25年7月1日	第22条町民の権利と責務（2）「町民は、法令等に定められた義務を有するとともに、社会的活動において、自らの行動に責任を持たなければならない」
298	福崎町	兵庫県	自治基本条例	平成25年7月1日	
299	横手市	秋田県	自治基本条例	平成25年10月1日	
300	甲斐市	山梨県	まちづくり基本条例	平成25年10月1日	

NO	自治体名	都道府県	条例名	施行日	義務、負担等の記載状況
301	姫路市	兵庫県	まちづくりと自治の条例	平成25年12月20日	第7条住民等の責務（3）「まちづくりに関する負担を分任すること」
302	東郷町	愛知県	自治基本条例	平成26年1月1日	第6条町民の責務（2）「町民は、まちづくりにおいて、町民の担う役割又は負担するものがあるときは、これを果たすよう努めます」
303	南風原町	沖縄県	まちづくり基本条例	平成26年1月1日	
304	門真市	大阪府	自治基本条例	平成26年1月1日	
305	恵庭市	北海道	まちづくり基本条例	平成26年1月1日	
306	郡上市	岐阜県	住民自治基本条例	平成26年3月27日	
307	湧別町	北海道	自治基本条例	平成26年4月1日	
308	小樽市	北海道	自治基本条例	平成26年4月1日	
309	旭川市	北海道	まちづくり基本条例	平成26年4月1日	
310	佐賀市	佐賀県	まちづくり自治基本条例	平成26年4月1日	
311	日田市	大分県	自治基本条例	平成26年4月1日	
312	中井町	神奈川県	自治基本条例	平成26年4月1日	
313	白河市	福島県	自治基本条例	平成26年4月1日	
314	大田原市	栃木県	自治基本条例	平成26年4月1日	
315	真岡市	栃木県	自治基本条例	平成26年4月1日	第7条市民の責務（2）「市民は、自治運営及びまちづくりに伴う負担を分担し合います」
316	下野市	栃木県	自治基本条例	平成26年4月1日	
317	益子町	栃木県	まちづくり基本条例	平成26年4月1日	
318	上牧町	奈良県	まちづくり基本条例	平成26年4月1日	
319	滝沢市	岩手県	自治基本条例	平成26年4月1日	第27条市民の権利と責務（3）「市民は、法令等の定めるところにより、行政サービスの提供を受ける権利を有するとともに、納税等の義務を負うものとします」
320	東村山市	東京都	みんなで進めるまちづくり基本条例	平成26年4月1日	
321	読谷村	沖縄県	自治基本条例	平成26年4月1日	
322	河南町	大阪府	まちづくり基本条例	平成26年4月1日	
323	いちき串木野市	鹿児島県	自治基本条例	平成26年4月1日	第8条市民の責務（3）「市民は、行政サービスを受けるに当たっては、応分の負担をします」
324	ふじみ野市	埼玉県	自治基本条例	平成26年6月26日	
325	戸田市	埼玉県	自治基本条例	平成26年7月1日	
326	箕輪町	長野県	協働のまちづくり基本条例	平成26年7月1日	
327	焼津市	静岡県	自治基本条例	平成26年10月1日	
328	関市	岐阜県	自治基本条例	平成26年12月25日	

NO	自治体名	都道府県	条例名	施行日	義務、負担等の記載状況
329	安平町	北海道	まちづくり基本条例	平成26年12月26日	第33条町民の責務（4）「町民は、行政サービスに伴う負担を分担する責務を有します」
330	安八町	岐阜県	自治基本条例	平成27年3月12日	
331	十日町市	新潟県	まちづくり基本条例	平成27年4月1日	第6条市民の役割（5）「市民は、行政が提供するサービスの享受に当たっては、応分の負担をしなければならない」
332	桂川町	福岡県	自治基本条例	平成27年4月1日	第7条町民の責務（3）「町民は、法令等の定めるところにより、行政サービスに伴う負担を分任する責務を有する」
333	岩見沢市	北海道	まちづくり基本条例	平成27年4月1日	
334	弘前市	青森県	協働によるまちづくり基本条例	平成27年4月1日	
335	愛西市	愛知県	自治基本条例	平成27年4月1日	第6条市民の権利及び責務（3）「市民は、市が提供するサービスの享受にあたっては、応分の負担を負わなければなりません」
336	小牧市	愛知県	自治基本条例	平成27年4月1日	
337	清川村	神奈川県	自治基本条例	平成27年4月1日	第3条定義 住民：村内在住しているもの 村民：住民、在勤、在学、清川村に対して納税の義務を負う者
338	真鶴町	神奈川県	自治基本条例	平成27年4月1日	
339	野々市市	石川県	まちづくり基本条例	平成27年4月1日	第5条市民の役割と責務（3）「市民は、地域社会の一員として積極的に行動し、まちづくりに伴う負担を必要に応じて分担します」
340	高森町	長野県	まちづくり基本条例	平成27年4月1日	第7条町民の役割（2）「町民は、まちづくりにおいて担う役割又は負担があるときは、これを果たすよう努めます」
341	吉野町	奈良県	まちづくり基本条例	平成27年4月1日	第6条町民の役割と責務（4）「町民は、行政サービスに伴う必要な負担をするものとします」
342	阪南町	島根県	次世代につなぐまちづくり基本条例	平成27年4月1日	第9条市民の責務（3）「市民は、市が提供するサービスに伴う負担を分任しなければならない」
343	宇佐市	大分県	自治基本条例	平成27年4月1日	第6条市民の責務（6）「行政サービスやまちづくり等に伴う応分の負担を負うこと」
344	瑞浪市	岐阜県	まちづくり基本条例	平成27年7月1日	
345	杉戸町	埼玉県	自治基本条例	平成27年7月1日	
346	龍ヶ崎市	茨城県	まちづくり基本条例	平成27年9月1日	
347	釧路市	北海道	まちづくり基本条例	平成27年10月1日	

NO	自治体名	都道府県	条例名	施行日	義務、負担等の記載状況
348	長崎市	長崎県	よかまちづくり基本条例	平成27年12月1日	第2条用語の意味 市内在住、在勤、在学、納税者
349	西川町	山形県	まちづくり基本条例	平成28年1月1日	
350	山県市	岐阜県	まちづくり基本条例	平成28年3月18日	
351	茂原市	千葉県	まちづくり基本条例	平成28年4月1日	
352	小山町	静岡県	自治基本条例	平成28年4月1日	
353	青森市	青森県	まちづくり基本条例	平成28年4月1日	
354	加美町	宮城県	まちづくり基本条例	平成28年4月1日	
355	羽島市	岐阜県	まちづくり基本条例	平成28年4月1日	
356	甲賀市	滋賀県	まちづくり基本条例	平成28年4月1日	
357	土佐清水市	高知県	みんなでまちづくり条例	平成28年4月1日	
358	大牟田市	福岡県	協働のまちづくり推進条例	平成28年4月1日	
359	会津若松市	福島県	自治基本条例	平成28年6月29日	
360	大仙市	秋田県	まちづくり基本条例	平成28年10月1日	
361	玉名市	熊本県	自治基本条例	平成28年10月1日	
362	尼崎市	兵庫県	自治のまちづくり条例	平成28年10月8日	
363	北広島町	広島県	まちづくり基本条例	平成29年2月10日	
364	安曇野市	長野県	自治基本条例	平成29年4月1日	
365	上野原市	山梨県	まちづくり基本条例	平成29年4月1日	
366	太宰府市	福岡県	自治基本条例	平成29年4月1日	
367	古賀市	福岡県	まちづくり基本条例	平成29年4月1日	
368	喜多方市	福島県	自治基本条例	平成29年6月16日	
369	福知山市	京都府	自治基本条例	平成30年4月1日	
370	余市町	北海道	自治基本条例	平成30年4月1日	第5条町民の基本姿勢と役割(4)「町民は、ひとしく行政サービスを受けるために必要な負担を分任するものとします」
371	松田町	神奈川県	自治基本条例	平成30年10月1日	

平成 3 1 年 月 日

平成 3 1 年 7 月 予定

川口市長 奥ノ木 信夫 様

川口市自治基本条例運用推進委員会
委員長 齋藤 友之

川口市自治基本条例の見直しの要否について (平成 3 1 年 答申)

平成 2 7 年 1 2 月 2 2 日付、川企発第 4 1 号をもって諮問を受けた、川口市自治基本条例の見直しの要否について審議した結果、下記のとおり答申いたします。

答申に至るまでの経緯などを記載

一 はじめに

- ①本委員会見直しの要否についての諮問事項について、慎重に調査・審議したうえで以下のような結論を得た。

二 自治基本条例の見直しの要否について

三 判断理由

位置づけなどを記載

(1 段落目)

- ①自治基本条例は条例制定までに 2 4 0 回という会議を重ね、多くの市民の参加を得て策定したものである。
- ②本市が定める最高規範である
- ③川口市をどのようなまちとしていくのか、その基本ルールを定めた条例である。

委員会のこれまでの審議経緯や概要を記載

(2 段落目)

- ①自治基本条例で別に定めるとされていた川口市協働推進条例、川口市市民参加条例、川口市市民投票条例がそれぞれすでに制定されている。
- ②本市の最上位計画となる第 5 次川口市総合計画において、自治基本条例の趣旨を尊重しつつ、都市づくりのビジョンを掲げて策定されている。

(素案骨子案)

(3段落目)

これまで出された意見などを記載

【見直しを「否」とする意見】

- ①自治基本条例第7条第4項には、市民は「権利を濫用してはならない」と記述されていることから、直接的に義務を課すものでなく、権利の有効性を一部制限することで、市民の義務として逆説的に置き換えられている **(第3回委員会)**
- ②策定当時、市民の責務についての議論があったが、第3条に「自治の主体としての自覚を持ち」と記載し、ここに納税の義務の意味を持たせた **(第6回委員会)**
- ③本条例は市民本位の設計思想であり、義務の詳細な規定は条例全体のバランスを崩しかねない **(ワークシート)**
- ④日常生活に特段支障をきたすような事象が見当たらず見直しの必要性がなく、川口市や市民のあり方を定めたものであり、象徴的な指針として存在していることに意義がある **(第6回委員会、ワークシート)**

【見直しを「要」とする意見】

- ①中核市に移行したことにより、より自主・自立性が求められる川口市となり、自立した自治体運営の根拠となる「納税の義務」は強調されるべきである **(ワークシート)**
- ②市民の「権利」と「義務」のバランスをもう一度考える必要があり、地方が積極的に自治を実現するためには、「義務」⇔「役割」も明記すべき **(第3回、第6回委員会)**
- ③市民の定義について、居住者と非居住者は、法的な権利、義務や受益、負担の関係が異なるもので、一括して定義することは居住者たる住民軽視である **(第3回委員会、ワークシート)**
- ④地方分権の3原則は「自己決定」、「自己責任」、「自己負担」と考える。責任と負担を負う立場にある住民に優先して参画する権利がある **(ワークシート)**

(4段落目)

判断に至った結論を記載

四 附帯意見

判断理由で述べた意見を含め、特に記載したい意見を記載

五 おわりに

答申の締めにかかる文言、今後に向けてなどを記載

- ①自治の主体である市民が幸せに暮らせる地域社会の実現に向け、本委員会はしっかりとその役割を務めて参る。

川口市町会・自治会への加入及び参加の促進に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、町会・自治会が地域社会において果たす役割の重要性に鑑み、町会・自治会への加入及び参加の促進に関し、基本理念を定めるとともに、市民、町会・自治会及び事業者の役割並びに市の責務を明らかにすることにより、市民がその地域社会において、相互に支え合い、安心して快適に暮らせる良好な地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 町会・自治会 市内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成し、及び組織された団体であつて、その区域の住民相互の良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的としているものをいう。
- (2) 市民 市内に在住する者をいう。
- (3) 事業者 市内に事務所又は事業所を有して事業を営む個人又は法人をいう。

(基本理念)

第3条 町会・自治会への加入及び参加を進めるに当たっては、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- (1) 町会・自治会は、平時、災害時等において防災、防犯、交通安全、青少年の健全育成、まちの美化等、市民がその地域において安心して快適に暮らす上で重要な役割を担っているものであること。
- (2) 町会・自治会の活動は、会員相互の協力、支え合いの精神に基づくものであり、その運営に当たっては、自律性及び多様な価値観が尊重されるべきこと。
- (3) 市民が町会・自治会に加入し、その活動に参加するに当たっては、自発性及び自主性が尊重されるべきこと。

(市民の役割)

第4条 市民は、地域社会の一員であることを認識し、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）を理解し、自発的に町会・自治会に加入し、自主的に参加するよう努めるものとする。

(町会・自治会の役割)

第5条 町会・自治会は、基本理念に関する市民の理解を深めるため、市民の自発的な町会・自治会への加入及び自主的な参加並びに市民との交流を促進するよう努めるものとする。

2 町会・自治会は、自らの活動に関する情報を市民に提供するよう努めるものとする。

3 町会・自治会は、基本理念を踏まえ、町会・自治会活動が市民及び事業者にとって参加し、及び協力しやすいものとなるよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、基本理念を理解し、その事務所又は事業所の所在する地域の町会・自治会の活動に積極的に参加し、又は協力するよう努めるものとする。

2 事業者は、従業員がその居住する地域の町会・自治会に加入すること及び活動に参加することに配慮するよう努めるものとする。

3 集合住宅（マンション、共同住宅その他の同一棟内に複数の住戸が集合している建築物をいう。）の建築、販売又は管理を業とする事業者は、当該集合住宅の存する地域の町会・自治会との連携及び調整を行い、当該集合住宅の入居者に対し、当該地域の町会・自治会への加入の促進に努めるものとする。

(市の責務)

第7条 市は、市民が町会・自治会に自発的に加入し、自主的に参加することへの理解を深めるため、町会・自治会と連携し、積極的な広報、啓発等を行うよう努めるものとする。

2 市は、事業の実施に当たり町会・自治会と連携協力をするときには、町会・自治会の負担の軽減に配慮するものとする。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。